

上郡町の建築物における木材の利用の促進に関する方針

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 12 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県が定める「兵庫県建築物木材利用促進方針（以下「県方針」という。）」に即して、上郡町の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「本方針」という。）を定める。

第 1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物への木材利用促進のための施策の方向性

公共建築物において率先して木材の利用に努めるほか、民間建築物における木材の利用が進むよう、県等と連携をしながら各種支援（情報発信、木材利用の動機づけ等）や普及啓発等に努めるものとする。

なお、使用する木材については、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年 6 月 12 日兵庫県条例第 19 号）」の趣旨を踏まえ、県産木材（地域で生産される木材（以下、地域産木材という。））の利用を促進するものとする。

2 建築物における木材利用の促進

(1) 公共建築物における木材利用の促進

町が整備する公共の用又は公用に供する建築物、及び町以外の者が整備するこれに準ずる建築物（学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く））において木材利用を促進するものとする。

これらの建築物においては、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものを除いて木造化に努め、木造化が困難と判断されるものを含めて内装等の木質化を促進する。

なお、これらの公共建築物において使用される備品及び消耗品について、木材を原材料としたものの利用促進に努めるものとする。

(2) 民間建築物における木材利用の促進

これまで木材利用が進んでいなかったオフィスや店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図るため、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、建築主への木造建築事例等の情報発信等に努めるものとする。

(3) 住宅における木材利用の促進

住宅の新築及びリフォーム等における県産木材（地域産木材）の利用促進を図るため、県産木材（地域産木材）を利用した住宅建築への支援や、施主に対する県産木材（地域産木材）利用に関する情報発信等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第 15 条に定める同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努めるものとする。

また、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

さらに、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 木材利用の促進の啓発

関係団体と連携し、木材利用促進に向けて以下のことに取り組むよう努めるものとする。

- (1) ホームページやパンフレット等を利用した木材利用効果の普及啓発
- (2) 木材利用関連イベント等の情報発信
- (3) 法第 31 条の規定に関する情報提供

第2 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化を図る公共建築物の範囲

計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものや、求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除いて、公共建築物は原則として木造化を図るものとする。

2 重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分

高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分（エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、町長やその他幹部職員の執務室など）を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

3 利用促進を図る木製の備品等の種類

備品（机、椅子、棚、パーテーション、受付カウンター、サイン（案内標識）、ベンチ、玩具、遊具等）及び消耗品（紙類、文具、名札、普及啓発のために配布する資材や記念品等）については、木材を原材料としたものの利用推進に努めるものとする。

4 県産木材（地域産木材）の活用

木材の利用にあたっては、調達やコスト面で困難でない限りは、原則として県産木材（地域産木材）を利用するものとする。

第3 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて検討するとともに、利用者ニーズや木材利用による付加価値等も考慮するものとする。

備品や消耗品の導入についても、購入コストだけでなく木材利用の意義や効果を含めて総合的に判断するものとする。

2 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項

町が整備する公共建築物への木材利用推進にあたっては、関係部局と連絡及び調整を行う。

3 国や関係自治体等との連携

建築物への木材の利用を促進するには、町域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況等に関する情報共有等が必

要なことから、木材の利用促進に必要な施策を実現するため、国や関係自治体等とも相互に連携を図るものとする。

※用語の定義

- ① 「県産木材」とは、県内の森林で生産された原木を原材料として、県内の工場で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む。）をいう。
- ② 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ③ 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。